

夢に向かって 頑張る若い世代の 教育資金返済を支援します！



そうだ！
白井に定住しよう！



制度の詳細は、市ホームページをご覧ください ▶

白井市若い世代定住促進支援金

検索



支援金

上限 **8万円**



支援期間

最長 **5年間**



5年間で

最大 **40万円**

制度の概要

注：大学等の在学中に支援対象者認定が必要です。

市では、大学等の進学時から就職時における若い世代の転出を抑制し、若い世代の定住を支援するため、金融機関等から教育資金に係る貸与又は融資を受けた方で大学等の卒業等をした後も引き続き白井市に定住する方に対して、支援金を交付します。支援金の交付にあたっては、大学等の在学中に事前申請を行い、認定を受けた対象者が就職後2年目以降に毎年、市に対して支援金を請求し、**前年度に返済した教育資金に2分の1を乗じた額（上限8万円）を最大5年間（最大40万円）支援金として交付します。**

**ぜひ白井の若者の未来のために
寄附をお願いします！**

-問い合わせ先-

白井市企画政策課

Tel：047-401-5998

メールアドレス：kikaku-seisaku@city.shiroi.chiba.jp